

高齢者交通安全広報事業委託業務 仕様書

1 業務名

高齢者交通安全広報事業委託業務

2 業務目的

愛知県の交通事故死者数の約半数を占める 65 歳以上の高齢者の交通事故を防止するため、高齢歩行者・自転車利用者に対しては、自分の身を守る安全な交通行動や基本的な交通ルールの遵守をはじめ、反射材や自転車乗車用ヘルメットの着用を呼び掛ける。また、高齢運転者に対しては、安全運転サポート車への乗り換えや運転免許証の自主返納等を呼び掛ける。

3 業務内容（詳細は4～8）

- (1) 高齢者交通安全広報大使の選定
- (2) 啓発セット（リーフレット・反射材）の企画・作成・送付
- (3) 啓発イベントの企画・開催
- (4) 啓発キャラバンの企画・実施
- (5) 高齢者交通安全サポーターステッカーの作成・送付

4 高齢者交通安全広報大使の選定

高齢者と同世代のタレントなど、高齢者に対し、交通事故防止を呼び掛けるにふさわしい愛知県にゆかりのある著名人を「高齢者交通安全広報大使」に選定する。

5 啓発セット（リーフレット・反射材）の企画・作成・送付

高齢歩行者に対し、道路を横断するときは横断歩道を渡る、信号機のあるところでは信号に従うなど、基本的な交通ルールを遵守することや、夕暮れ時や夜間の外出時には、反射材や明るい服装を着用することを呼び掛けるため、啓発セット（リーフレット・反射材）を作成し、各地へ送付する。

(1) 企画・作成

作成部数	仕様等
15,000 セット	リーフレット（A4サイズ二つ折り、両面カラー4色）及び反射材を、分離しないようにPP袋等で個別包装

(2) 条件

- ア リーフレットには、高齢者交通安全広報大使（「4 高齢者交通安全広報大使の選定」を参照）を起用すること。
- イ 反射材へ的高齢者交通安全広報大使の起用は必須ではない。
- ウ リーフレットと反射材は、連動したカラーやデザインとすること。
- エ リーフレットには、県政イメージアップマーク、交通安全スリーS運動シンボルマークの他、愛知県の指示する内容を明記すること。
- オ 啓発イベント（「6 啓発イベントの企画・開催」を参照）や啓発キャラバン（「7 啓発キャラバンの企画・実施」を参照）、愛知県が別途実施する街頭キャンペーン等で配布することを想定し、手にとってもらいやすいよう工夫して作成すること。

- カ 過去の成果物のデザインを再使用しないこと。
- キ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- ク 校正・色校正については愛知県と十分協議の上、その指示に従うこと。
- ケ 使用する紙類、印刷方法等は、「愛知県環境物品等調達方針」に従うこと。
- コ 近年、プラスチックごみによる海洋の汚染が問題となっているため、過剰包装をしない等配慮すること。
- サ 愛知県の審査を得た後で、印刷・作成にとりかかること。

(3) 成果物の提出

種類：リーフレット、反射材の完成版及び使用した素材の電子データ

媒体：CD-R 又は DVD-R（以下の3形式を入れる）

- ①illustrator（データ作成のOS とバージョン、アプリケーション名とバージョンを明記）
- ②JPEG
- ③PDF

数量：1 枚

(4) 成果物の二次使用

作成したリーフレット、反射材のデータについて、以下の場面で二次使用できるものとする。（使用期限は令和9年3月31日まで）

- ア 愛知県の Web ページへの掲載
- イ 愛知県が開催するイベントでの活用
- ウ その他、愛知県が実施する広報等

(5) 送付

配付計画（下表）に基づき、愛知県が指定する送付先へ送付・納品すること。

なお、直近の交通事故発生状況等により送付先・個数等を変更する可能性がある。

＜配付計画＞

	送付箇所数	配布箇所数	配布数	計
県民事務所	6	6	500	3,000
老人クラブ連合会	68	68	50	3,400
シルバー人材センター	54	54	50	2,700
啓発イベント	※受託者保管	2	300	600
啓発キャラバン	※受託者保管	10	200	2,000
県民安全課	※県に納品	-	-	3,300
合計	128	140	-	15,000

(6) 送付の条件

愛知県が別途作成する送付文書（送付先毎に1枚程度）を同封すること。

(7) 納入期限

令和8年8月28日(金)

6 啓発イベントの企画・開催

高齢歩行者の交通事故の現状に加え、自分の身を守る安全な交通行動や基本的な交通ルールの遵守、反射材や明るい服装の着用を呼び掛けるため、啓発イベントを実施する。

(1) 開催時期・場所・時間

開催時期	令和8年9月から11月まで（具体的な日程は愛知県と調整）
開催場所	尾張地区、三河地区（中核市推奨）のそれぞれで1回ずつ開催することとし、多くの高齢者が訪れる会場を選定し、提案すること。（雨天時についても考慮すること。）

開催時間	午前 10 時から午後 3 時まで
------	-------------------

(2) 内容

以下のア、イを踏まえ、企画提案を基に調整し決定する。

- ア 高齢歩行者の交通事故防止について、高齢者が楽しく理解できるイベントであること。
- イ 高齢者交通安全広報大使が出演するメインイベント、ステージを含めた会場内で行う各種サブイベント及び啓発コーナーを企画し、実施すること。

(3) 条件

- ア 高齢者交通安全広報大使が参加するものであること。
- イ イベントの開催に必要な調整や申請等に関わる一切の手続を行うこと。
- ウ イベントの開催にあたり、安全対策及び感染症対策等に万全の体制を整えること。
- エ イベントに関する義務と責任は、すべて受託者の負担とする。
- オ 「5 啓発セット（リーフレット・反射材）の企画・作成・送付」にて作成する啓発セットを、計 600 セット程度配布すること。（1 か所あたり 300 セット程度を想定）
- カ 本事業における一貫したイメージの統一及び啓発活動の視認性の向上のため、スタッフの服装等を工夫すること。
- キ 実施にあたっては、愛知県と十分に調整の上、その指示に従うこと。
- ク イベントの構成案を作成し、企画意図、音響効果等について、分かりやすい説明を付し、愛知県に提出すること。

(4) 広告宣伝

集客のための効果的な広告宣伝を提案し、実施すること。

7 啓発キャラバンの企画・実施

高齢者に対し、反射材の着用をはじめ、自転車乗車用ヘルメットの着用促進、安全運転サポート車への乗り換えや運転免許証の自主返納等と呼び掛けるため、啓発キャラバン隊を編成し、下記のとおり啓発活動を行う。

(1) 実施時期・場所・時間

実施時期	令和 8 年 9 月から令和 9 年 2 月まで (具体的な日程は愛知県と調整)
実施場所	愛知県が指定する、過去 5 年間ににおける高齢者の交通死亡事故が多発した市において、高齢者が集まる行事・施設等 ※一宮市、岡崎市、豊田市、豊川市、春日井市、西尾市、豊橋市、稲沢市、安城市、田原市を予定
実施回数	10 回以上 (10 市×各 1 回以上)

(2) 内容

啓発キャラバン隊が、高齢者に直接、啓発資材の手交と交通事故防止の呼び掛けを行うこと。

(3) 条件

- ア 高齢者の交通事故の特性を理解した者で、啓発キャラバン隊を編成すること。
- イ 啓発キャラバン隊へ的高齢者交通安全広報大使の参加は必須ではない。
- ウ キャラバン隊を派遣する行事・施設等については、愛知県及び関係市と調整の上、決定すること。

- エ 関係市をはじめ関係機関との実施に必要な連絡調整や申請等に関わる一切の手続きを行うこと。
- オ 実施にあたっては安全対策及び感染症対策等に万全の体制を整えること。
- カ 啓発キャラバンに関する義務と責任は、すべて受託者の負担とする。
- キ 「5 啓発セット（リーフレット・反射材）の企画・作成・送付」にて作成する啓発セットを、計2,000セット程度配布すること。（1か所あたり200セット程度を想定）
- ク 本事業における一貫したイメージの統一及び啓発活動の視認性の向上のため、啓発キャラバン隊の服装等を工夫すること。
- ケ この他、内容については、企画提案をもとに調整し決定する。
- コ 実施にあたっては、愛知県と十分に調整の上、その指示に従うこと。

8 高齢者交通安全サポーターステッカーの作成・送付

高齢者交通安全サポーター（愛知県警察が実施する、「運転経歴証明書」、「ももカード」又は「サポートカー限定免許」を代金支払い時に提示することで優遇措置を受けられる制度を導入する企業等）が、店頭やホームページ、広告などに掲載することができるステッカーを作成し、各店舗等へ送付する。

（1）作成

仕様等	作成部数
ステッカー大（A5サイズ）	3,000枚
ステッカー小（縦54mm×横65mm）	3,000枚

（2）条件

- ア 高齢者交通安全広報大使の起用は必須ではない。
- イ 県政イメージアップマーク及び愛知県警シンボルマークの他、愛知県の指示する内容を明記すること。
- ウ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- エ 校正・色校正については愛知県と十分協議の上、その指示に従うこと。
- オ 使用する紙類、印刷方法等は、「愛知県環境物品等調達方針」に従うこと。
- カ 愛知県の審査を得た後で、作成にとりかかること。
- キ 作成したステッカーは、無期限に使用できるものとする。

（3）成果物の提出

種類：リーフレット、反射材の完成版及び使用した素材の電子データ

媒体：CD-R 又は DVD-R（以下の3形式を入れる）

- ①illustrator（データ作成のOSとバージョン、アプリケーション名とバージョンを明記）
- ②JPEG
- ③PDF

数量：1枚

（4）成果物の二次使用

制作したステッカーのデータについて、以下の場面で二次使用できるものとする。

- ア 愛知県及び愛知県警察のWebページへの掲載
- イ 愛知県及び愛知県警察が開催するイベントでの活用
- ウ その他愛知県及び愛知県警察が実施する広報等

(5) 送付

愛知県が別途指定する送付先（愛知県内 2,000 か所程度）へ送付・納品すること。

(6) 送付の条件

愛知県が別途作成する送付文書（送付先毎に 1 枚程度）を同封すること。

(7) 納入期限

令和 8 年 8 月 28 日(金)

9 追加提案企画

本仕様書で示す内容以外に、受託者が委託料の範囲内で独自に企画を提案した場合は、その遂行に責任を持って対応するものとする。

なお、追加提案をする企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案があったものを基に愛知県と協議の上、決定する。

10 スケジュール管理及び打合せ

(1) スケジュールの整理及び実施結果の整理

愛知県とのスケジュール管理に用いる事業実施スケジュールを整理するとともに、実施結果を記録する。

(2) 打合せ及び議事録の作成

実施期間内に必要に応じて適宜適切に愛知県と打合せを行うこと。

打合せ後、以下の項目を記載した議事録を作成し、愛知県の確認を得たうえで共有する。

ア 日時

イ 場所

ウ 出席者

エ 協議事項及びその結果

オ その他必要な事項

11 完了検査

受託者は全ての業務完了後、別紙「業務完了届」を提出し、県の検査を受けるものとする。業務完了届には、啓発セットの送付先一覧、啓発イベント及び啓発キャラバンの実施状況を撮影した現場写真等を添付すること。

検査の結果、実施内容に不適切なものがあつた場合、愛知県は受託者に完全なものを制作させ、完全な方法で指定した日に再提出させることができる。

12 その他

この仕様書によりがたい細部項目については、その都度、愛知県の指示を受けるものとする。

(別紙)

業 務 完 了 届

年 月 日

愛知県知事 (氏名) 殿

受 託 者

所在地

名 称

代表者

下記のとおり業務が完了しましたので、お届けします。

記

- 1 業務名
高齢者交通安全広報事業委託業務
- 2 実施期間
令和8年 月 日～令和9年3月15日
- 3 契約年月日
令和8年 月 日
- 4 契約金額
金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 5 添付書類